

付 議 第 1 号

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案

別記事件の訴訟事務を教育長に補助執行させることについて、地方自治法第180条の2の規定に基づき、知事から協議がありましたので、これに同意することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第26号の規定に基づき議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
(26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等をすること。

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案説明

本議案は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、知事から下記事件の訴訟事務を教育長に補助執行させることに関して協議があつたことにつき、同意の議決を求めようとするものである。

記

1 事件名

高知地方裁判所 平成23年(行ウ)第11号

損害賠償請求事件

2 訴えの提起年月日

平成23年7月15日

3 当事者

原告 (個人名)

被告 高知県知事

4 訴えの内容

高知県教育委員会は、選考審査日を決定するに当たり、故意又は過失により関係する学校、組織等の行事日程等の調査を実施せず、平成24年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査募集要項の作成を誤り、印刷費250,215円と郵送費16,200円を支出し、高知県に損害を与えた。

よって、知事が当該事務の担当職員、支出負担行為決裁権者及び支出命令決裁権者に対して損害賠償請求することを求める。

(参考)

平成24年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査の日程変更について

1 日程変更について

〈第一次審査日程〉

	7/18(月)	7/19(火)	7/20(水)	7/21(木)	7/22(金)	7/23(土)	7/24(日)	7/25(月)
改定前	(海の日)		筆記審査	面接審査	面接審査	面接審査		
改定後	(海の日)			筆記審査	面接審査	面接審査	面接審査	
県体育大会	(海の日)					○	○	○

(1) 7月20日を第一次審査初日とした理由

教育次長を委員長、教育政策課長を事務局長として小中学校課長、高等学校課長、特別支援教育課長、スポーツ健康教育課長、人権教育課長、教育センター所長を委員とする高知県公立学校教員選考審査方法研究委員会（1月25日、2月22日）にて審査日程等を協議し、3月25日付けの教育長決裁にて第一次審査日を7月20日～23日と決定した。

同委員会では、平成24年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査について7月21日を初日とし7月24日までの案も出たが、7月23・24日が土日であり、この土日を含み開催（7/23～25）される高知県中学校総合体育大会へ参加する部活動の担当となる受審者があることが想定されることや、土日の両日とも選考審査日としたときの面接員確保の懸念を踏まえて協議を行った。まず県立学校では7月19日に終業式が行われることを確認した。その上で小中学校について7月20日に幾つかの学校では終業式の日となっていることは認識していたが、7月20日は、平成20年度は日曜日、平成21年度は海の日の祝日（月曜日）であることから終業式を別の日に振り替えており、平成22年度については7月20日を前の週の週休日を授業日（終業式）としてその代休日とした学校があったことから、7月20日に終業式を行わない学校が多かったと思い込み、7月20日から第一次審査を始めても大きな影響はない判断したものである。

(2) 7月21日を第一次審査初日とすることに変更した理由

募集要項発表後、市町村教育委員会や学校関係者より7月20日は終業式日である指摘があり、改めて状況を把握したところ、終業式を7月20日に設定する小中学校が非常に多いことが明らかとなった。そのため、採用審査受審を希望する講師が勤務する学校の児童・生徒や終業式の運営に大きく影響すると判断し、採用審査の第一次審査は7月21日を初日として7月24日までの実施へと変更した。

2 これまでの経緯

(1) 5月10日に県監査委員に住民監査請求

【請求の趣旨】

県教育委員会において平成24年度高知県公立学校教員採用候補者選考審査募集要項の作成を誤り再印刷及び再発送をした事件がある。

この誤った作成、発送に要した公費の支出金額を当該事務の担当職員に賠償を命ずるよう知事に勧告することを求める。

(2) 7月5日に住民監査請求を棄却

【監査委員の判断】

- ・審査日程については、法令による特段の制約はないので、第一次審査日を7月20日から23日までと決定しても、その決定は何ら違法ではない。
- ・多くの公立小中学校において終業式が実施される日に第一次審査を実施することは、臨時教員等の受審者に与える影響は大きいと考えられるものの、ただちに受審が不可能となるとは考えられないので、当初の募集要項の決定は、受信者及び学校現場への配慮を欠いたものではあるが、不当とまでは言えない。
- ・当初の募集要項の印刷製本費等の支出は、違法又は不当な公金の支出ではないので、担当職員に賠償責任はない。

【教育長に対する意見】

- ・審査日程決定時の重要事項である終業式の日程について確認を怠ったまま募集要項を決定し、発送直後に外部から指摘を受け、再印刷、再発送が必要となったことは、事務の慎重さを欠いたといわざるを得ない。

本件の不適切な事務処理を反省し、今後はこのようなことが再び起こらないよう内部統制の確認を行い、チェック機能を充実させるとともに、適切な予算執行に努められるよう要望する。

(3) 7月15日に住民訴訟

【訴えの内容】

議案説明「4 訴えの内容」のとおり